

令和元年度 本部町観光振興基本計画策定委託業務仕様書

1. 業務名

令和元年度本部町観光振興基本計画策定業務

2. 業務目的

本町では平成 21 年度に策定した「本部町観光振興基本計画」（以下「基本計画」という）は、「海の幸 山の幸 おもてなし『美ら海の町もとぶ』～“もとブランド”の構築へ～」を基本理念に観光振興に取り組んできた。この基本計画の目標年次が 2020 年 3 月末までとなっている。

このような中、インバウンド市場の急速な拡大、本部港における国際旅客船受入等、本町を取り巻く状況が大きく変化しており、平成 30 年度には、基本計画の見直しに向け、「本部町観光振興基本計画基礎調査業務」を実施している。

これらを踏まえ、本業務では今後の観光振興の指針として、また、その取組みに必要な具体的な施策を掲げた「第 3 次本部町観光振興基本計画」を策定することを目的とする。

3. 業務内容

（1）各種意向調査による観光ニーズの把握

基礎調査結果により把握した課題を踏まえ観光関連事業者、来訪者、宿泊者等に対して、本町の観光に関する意向調査やヒアリング等を行い、旅行者のニーズについて詳細調査を行う。

（2）基本計画の作成

基礎調査及び観光ニーズを踏まえ、基本計画の作成を行う。基本計画の作成は、目指すべき方向性や具体的施策を示し、各分野で柱となる主要な項目については数値目標を設定する。

（3）策定委員会等運営支援

基本計画の策定に係る住民意見交換会、庁内検討会議及び策定委員会に必要となる各会の設立支援、会議案内、資料作成、各会議への参加、議事録の作成を行う。なお、策定委員の報酬等は本業務委託費に含むものとする。

- ・住民意見交換会（2 回）
- ・庁内検討会議（2 回）
- ・策定委員会（3 回）

※ 策定委員は 5 名以上 10 名以内で構成し、報酬及び費用弁償は本部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年 6 月 27 日条例第 44 号）の同類職名を参考にする。

(4) とりまとめ

基礎調査や観光ニーズについて詳細調査、検討結果についてとりまとめを行う。

(5) 打合せ協議

本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せ協議を5回以上実施するものとする。

(6) 成果物

受託業者が提出する成果物等は下記の通りとする。

- ①本部町観光振興基本計画（A4版レザック製本 120 頁程度）・・・・・・・・ 100部
- ②業務報告書（A4版 ドッチファイル製本）・・・・・・・・ 2部
- ③上記電子データ・・・・・・・・ 一式

(7) その他

- ①本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。
- ②本業務の成果物に係る著作権及び所有権は、本部町に帰属するものとする。ただし、当委託業務で得られた成果物において、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- ③この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ本部町と協議のうえ処理するものとする。